

幼児園入園のてびき

兼 重要事項説明書

幼稚園



本 巢 市

幼稚園（幼稚園）について

1. 幼稚園とは

幼稚園と保育園の一体化施設です。

3歳児未満 ・・・ 保育園
3歳児 }
4歳児 } ・・・ 基本的に幼稚園形態
5歳児

2. 幼稚園とは

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする、学校教育法に基づく教育施設です。

3. 所在・入園区域・教育目標

根尾幼稚園

所 在： 本巣市根尾高尾775番地1（Tel0581-38-8037）
入園区域： 根尾地域の全域
教育目標： 健康でたくましい心と体の育成

神海幼稚園

所 在： 本巣市神海459番地1（Tel0581-32-5021）
入園区域： 日当、金原、佐原、神海、木知原、木倉、川内
教育目標： 健康でたくましい心と体の育成

本巣幼稚園

所 在： 本巣市曾井中島1429番地2（Tel0581-34-5011）
入園区域： 東川原、辻屋、中島、法林寺、西之門、中谷、武備、宝珠、
上新町、新町、南当門団地、宝珠ハイツ、文殊団地、徳山団地、
山口、向道、西川原、川西、向野住宅、南原ハイツ、
雇用促進住宅
教育目標： 心豊かにたくましく生きる子の育成

糸貫東幼稚園

所 在： 本巣市石原39番地1（Tel058-323-6622）
入園区域： 上保、春近、仏生寺、郡府、石原、北野、三橋
教育目標： 健康で明るく美しい心の子の育成

糸貫西幼稚園

所 在： 本巣市見延698番地（Tel058-322-0015）
入園区域： 石神、上高屋、長屋、見延、数屋、有里、随原、屋井、七五三、
早野
教育目標： 健康で明るく美しい心の子の育成

真正幼稚園

所 在： 本巢市下真桑443番地2 (Tel058-324-8323)
入園区域： 本郷、西町、北町、旦内北、旦内南、岐阜高専宿舍、緑町、東町、南町、大門、神明、住吉、曲り田
教育目標： 健康で心豊かなたくましい子の育成

真桑幼稚園

所 在： 本巢市下真桑178番地1 (Tel058-323-0524)
入園区域： ハツ又、プログレス真正、西軽海、軽海、十四条、管大臣、宗慶、サンハイツ小柿、田中ガーデン、小柿
教育目標： 健康で心豊かなたくましい子の育成

弾正幼稚園

所 在： 本巢市政田2206番地 (Tel058-324-5518)
入園区域： 東村、政田更屋敷、清水、国領、竹後、溝口、下福島、温井、浅木、あさぎ苑、浅木北町、海老、天神前住宅、真正団地
教育目標： 健康で心豊かなたくましい子の育成

4. 対象年齢

3歳～5歳児

5. 休業日

夏季休業日 7月21日 ～ 8月31日
冬季休業日 12月27日 ～ 1月 7日
学年末始休 3月27日 ～ 4月 5日 (小中学校入学式の開催
日調整により変更有)

*①

国民の祝日に関する法律に規定する休日

日曜日及び土曜日 *②

*① 長期休業日については、預かり保育及び在園児一時預かり保育にて対応します。

*② 土曜日保育については、預かり保育にて対応します。

6. 定員及びクラス編成

1クラス30人定員 (ただし、4～5歳児については欠員補充のみ)

※根尾幼稚園については、1クラス19人定員 (年少・年中混合クラス)

園名	定員 (人)
根尾幼稚園	38
神海幼稚園	90
本巢幼稚園	210
糸貫東幼稚園	210
糸貫西幼稚園	210
真正幼稚園	210
真桑幼稚園	180
弾正幼稚園	180

7. 保育時間

平日 9:00 ~ 14:00 (1日5時間保育)

8. 園での生活の流れ

時間	保育内容
9:00~	順次登園・健康視診・なかよし遊び
10:15~	片づけ・全園の活動・クラス活動
11:40~	給食準備
12:00~	給食・給食の片づけ
13:00~	クラス活動
13:30~	絵本・お話・クラスの会・降園準備
14:00	降園

※上記については、園での生活の概略を示しています。詳しくは園にお尋ねください。

(預かり保育利用児童については、9時以前と14時以降に預かり保育があります)

9. 保育料

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、通常保育料は0円です。

(預かり保育料については、8ページをご覧ください。)

10. 令和5年度 幼稚園保育料(預かり保育)納期限一覧表

保育料の納付は、口座振替にてお願いします。(各納期限前には、必ず口座残高を確認してください。)

振替日は、当該保育月の翌月10日です(3月分についてのみ、当月の末日を納期限とします。)が、その日が金融機関休業日(土・日・祝祭日)にあたる場合は、その翌営業日となります。

保育月	納期限(口座振替日)	保育月	納期限(口座振替日)
4月	令和5年 5月10日	10月	令和5年11月10日
5月	令和5年 6月12日	11月	令和5年12月11日
6月	令和5年 7月10日	12月	令和6年 1月10日
7月	令和5年 8月10日	1月	令和6年 2月12日
8月	令和5年 9月11日	2月	令和6年 3月11日
9月	令和5年10月10日	3月	令和6年 3月29日

【保育料(給食費)口座振替取扱金融機関】

- ・大垣西濃信用金庫
- ・岐阜信用金庫
- ・大垣共立銀行
- ・十六銀行
- ・岐阜商工信用組合
- ・ゆうちょ銀行
- ・ぎふ農業協同組合
- ・三菱UFJ銀行

「口座振替依頼書」を振替を希望される金融機関へ提出してください。

●平日

7:30	9:00	14:00	19:00
預かり保育 (早朝) 30分毎に 300円	通常保育 (夏季預かり保育を除く) 無料 8月分を除く (11ヶ月分)		預かり保育 (薄暮) 30分毎に 300円

●土曜日 (根尾幼稚園・本巣幼稚園・糸貫西幼稚園・真桑幼稚園にて実施します。)

7:30	17:00
土曜日預かり保育 30分毎に300円	

●夏季休業日 (夏休み) の預かり保育

7:30	19:00
夏季休業日の預かり保育 (平日) 30分毎に300円	

7:30	17:00
夏季休業日の預かり保育 (土曜日) 30分毎に300円	

注1) 金額については、月額です。

注2) 預かり保育の実施時間単位は、30分毎とします。

●冬季休業日 (冬休み)、学年末始休 (春休み) の在園児一時預かり保育

7:30	19:00
冬季、学年末始休 1日 500円	

※ この表における預かり保育料の金額については、第4階層 (市町村民税所得割額が48,601円以上の世帯) の金額を表記しています。

1.1. 預かり保育

幼稚園の預かり保育を希望できる園児は、その世帯全員が次のいずれかの事情にある場合です。ただし、家庭内の高齢者（65歳以上の者）は保育にあたることができないと判断します。

- ① 1月において、60時間以上労働することを常態としている場合。
*日雇い、出稼ぎ、行商などに従事、又は会社などに勤務している場合。
*日常の家事以外の家庭内労働に従事している場合。
- ② 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
（出産予定月の前後各2ヶ月間とします。ただし、産後の経過により延長できる場合もあります。）
- ③ 病気にかかり、若しくは負傷し、又は心身に障害があるためその園児の保育ができない場合。
- ④ 同居の親族を常時介護又は看護している場合。
- ⑤ 火災、風水害、地震などの不幸があり、その家を失ったり破損したため、その復旧の間はその保育ができない場合。（災害救助法の定義により床上以上半壊までについては6ヶ月、全壊については1ヶ年とします。）
- ⑥ 保護者が継続的に求職活動をしているため、その園児の保育ができない場合。（期間は2ヶ月とします。）
- ⑦ 就学又は職業訓練を受けている場合。
- ⑧ 児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあり、その園児の保育ができない場合。
- ⑨ 上記に類するものとして市長が認める事由に該当する場合。

***実施年度が1年度ごとのため、毎年度、申し込みが必要です。**

*年度当初（4月から実施）の申し込みに関り2月末日までに申請書の提出が必要です。

*年度途中から預かり保育の実施を希望される場合は、希望する月の前月の10日までに、預かり保育申込書、子育てのための施設等利用給付認定申請書及び保護者の保育にあたることができないことがわかる証明等（詳細は次ページ）の提出が必要です。

*預かり保育を利用されなくなった場合や利用時間を変更される場合は、必ず申込書又は実施解除届を幼稚園へ希望月の前月の10日までに提出いただきますようお願いいたします。

*申し込みをされた期間中で預かり保育を利用されなかった場合や、申し込みをされた時間より早く保育が終了しても、申し込みをされた期間・時間分の預かり保育料をいただきます。

1.2. 土曜日預かり保育について

土曜日（夏季土曜日）預かり保育については、地域にて1園を開所し実施いたします。通園バスの運行はありませんので、保護者による送迎をお願いいたします。

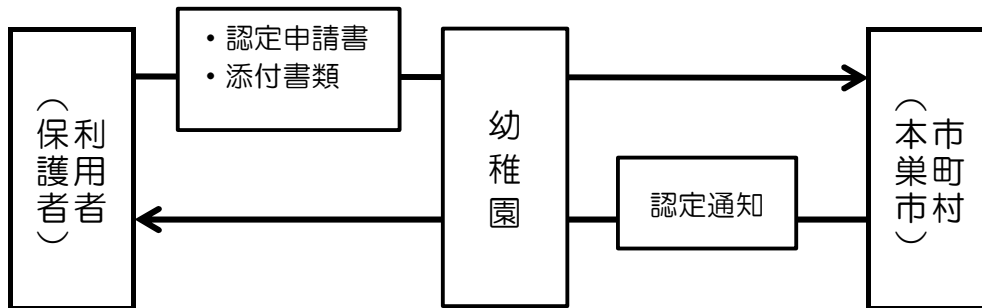
土曜日預かり保育実施園	対象園児	開所時間
根尾幼稚園	根尾幼稚園の園児	7:30~17:00
本巣幼稚園	本巣幼稚園・神海幼稚園の園児	
糸貫西幼稚園	糸貫西幼稚園・糸貫東幼稚園の園児	
真桑幼稚園	真桑幼稚園・弾正幼稚園・真正幼稚園の園児	

13. 子育てのための施設等利用給付認定申請書について

- ① 預かり保育、夏季預かり保育及び在園時一時預かり（預かり保育等）を利用する場合、預かり保育等の合計月額のうち、11,300円までの範囲で預かり保育料が無料となります。
- ② 無料の対象となるためには、市より「保育の必要性の認定」を受ける必要があります、そのためには「子育てのための施設等利用給付認定申請書」に必要書類を添付し、提出しなければなりません。

※既に受けている「保育の必要性の認定」の理由に変更が生じたときは、その都度、子育てのための施設等利用給付認定申請書を提出し、改めて認定を受ける必要がありますので、ご注意ください。

< 手続の流れ（入園決定後） >



- ・施設等利用給付認定申請書、申請書に伴う添付書類を提出してください。
※必要書類については、通園先の幼稚園又は幼児教育課に請求してください。

< 添付書類一覧 >

①居宅外で就労している場合（予定を含む）	就労（予定）証明書
・ 自営（自宅外自営、親族経営等の自営も含む）	
・ の場合	
下記②～⑥に該当する方は、必要書類とあわせて「保育の実施申立書」を提出してください。	
②出産前後の場合（出産予定月を含む前後4ヶ月）	母子健康手帳の写し（保護者の氏名と出産予定日が記載されているページ）
③病気にかかり、若しくは負傷し、又は心身に障害があるためその園児の保育ができない場合	診断書（障害による手帳等の交付を受けている方は手帳の写しでも可）
④同居の親族を常時介護又は看護している場合	介護又は看護される方の診断書
⑤求職活動中の場合	ハローワークカードの写し
⑥就学または職業訓練を受けている場合	在学証明書、学生証又は受講者証等 及び 教育課程、受講課程の写し

預かり保育料基準額表

階層区分 時間	市町村民税が 非課税又は生活保 護法（昭和25年 法律第144号） の規定による保護 を受けている世帯	市町村民税 均等割額のみ 課税されている 世帯	市町村民税 所得割額が 48,600円以下 の世帯	市町村民税 所得割額が 48,601円以上 の世帯
早朝保育 7:30~9:00	(月額) 0円			(月額) 300円/30分
午後（薄暮）保育 14:00~19:00				
土曜日 7:30~17:00				
夏季預かり保育 （夏休み期間） （平日） 7:30~19:00 （土曜日） 7:30~17:00				
在園児一時預かり （冬・春休み期間） （平日） 7:30~19:00 （土曜日） 7:30~17:00	(日額) 0円			(日額) 500円

上の表の階層区分は、市町村民税の額をもって決定いたします。

市町村民税は、毎年6月に決定されるため、直近の所得状況を反映させる観点から、年度の途中において階層区分の変更（見直し）を実施します。

4月から8月分の階層区分 前年度分の市町村民税額にて決定します。

9月から3月分の階層区分 当年度分の市町村民税額にて決定します。

（前年及び当年の1月1日現在に本巣市に住民登録の無かった方については、所得課税証明書又は前住所地市町村より通知を受けた市町村民税の課税通知書の写しを提出願います。）

《備考》

- ①同一世帯において、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、幼稚園に通う第2子目以降の児童に係る預かり保育料は、0円とする。
- ②同一世帯で児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を3人以上養育している場合には、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第3番目以降の保育の実施をされている児童に係る預かり保育料は、0円とする。
- ③①及び②に関わらず預かり保育料及び在園児一時預かり保育料の合算額が、1ヵ月につき上限11,300円の範囲内であれば0円とする。

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

14. 保育料とは別に必要となる料金

○給食費基準額表（令和3年度現在）

区分	月額
市町村民税が非課税及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯	0円
市町村民税均等割額のみ課税されている世帯	1,900円
市町村民税所得割額が48,600円以下の世帯	2,530円
上記以外の世帯	3,800円

※児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を2人養育している場合は、2人目の園児の給食費は上表の1/2、3人以上養育している場合は、3人目以降の園児の給食費は全額軽減となります。

3歳～5歳児の夏季預かり保育を利用しない園児の給食費については、11ヶ月分とします。夏季預かり保育も給食はあります。

【3歳児以上の副食費の免除について】

年収360万円未満相当世帯の子ども（市町村民税所得割合算額が77,101円未満）の世帯は、給食費のうち、副食に係る費用の徴収が免除されます。

対象となる方には、個別に通知いたします。また、副食費の徴収免除対象者の判定について、市町村民税は毎年6月に決定されることから、直近の所得状況を反映させるため、年度の途中において見直しを行います。なお、免除期間については、次の通りです。

4月から8月分まで：前年度分の市町村民税額にて決定します。

9月から3月分まで：当年度分の市町村民税額にて決定します。

○交通安全協力費

通園バスをご利用の場合、交通安全協力費として年額6,000円を負担いただきます。

【早朝】 預かり（早朝）保育を希望しない児童

【午後】 預かり（午後）保育を希望しない児童

ただし、16時のバス運行はいたします。

夏季預かり保育時については、9時及び16時のバス運行とします。

利用希望の方は「通園バス申込書」を園へ提出していただきます。利用を取りやめる場合は、必ず事前に園へ届け出てください。

○災害共済保険加入金

園児は全員、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付保険」に加入していただきます。この制度は、園において園児が不慮の事故などで負傷したときに災害給付金を給付する制度です。

加入に伴う掛金については、園児1名につき年額285円（市負担額75円・**保護者負担額210円**）です。（日本スポーツ振興センター規則の改正により額の改定が行われる場合があります。）

○保育用品代

園での生活に必要なスモックやカラー帽子を準備していただく必要があります。詳細は各園ごとに入園説明会でお知らせいたします。

(スモック2,700円程度、カラー帽子800円程度、体操服2,000円程度、体操ズボン1,500円程度、出席ノートなど1,500円程度)

その他必要な用品などがある場合は、園よりお知らせいたします。

15. 職員配置

園には、園長、副園長、教諭、養護教諭、用務員、通園バス運転手及び通園バス添乗員がいます。

教諭は1学級あたり1名以上配置しています。

また、園ごとに、学校医（内科・眼科・耳鼻科）、学校歯科医及び学校薬剤師を各1名委嘱しています。

16. 職員の職務内容について

職員の職務内容は次のとおりです。

- ① 園長
幼稚園の業務を掌理するとともに、職員を指揮監督し、庶務及び会計事務に従事する。
- ② 副園長
園長を補佐し入園児童の幼稚園教育に従事する。
- ③ 教諭
入園児童の幼稚園教育に従事する。
- ④ 養護教諭
入園児童の保健衛生業務に従事する。
- ⑤ 嘱託医
入園児童の健康管理業務に従事する。
- ⑥ 用務員
園長、副園長及び教諭の業務の補助及び給食に関する業務に従事する。
- ⑦ 通園バス運転手
通園バスの運転業務に従事する。
- ⑧ 通園バス添乗員
通園バスの添乗業務に従事する。

17. 非常災害対策について

幼稚園では次のとおり非常災害に備えています。

- ① 消火設備、避難設備及び警報設備について、常に使用できるように整備しています。
- ② 防災設備、火気取扱場所等の定期的な点検を行っています。
- ③ 命を守る訓練を、月に1回以上行っています。
- ④ 非常災害に対処するための体制を整えています。
- ⑤ 各室ごとに火気取扱責任者を定めています。

18. 緊急時の対応について

保育中のお子さんの体調の急変などの緊急時には、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行いますので、入園決定後、園に提出していただく児童調査票には必ず複数の緊急連絡先及びかかりつけ医のご記入をお願いします。

19. 虐待の防止のために

幼稚園は、お子さんの人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者を設置するなどの必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止のための研修を実施するなど、職員の意識向上に努めています。

20. 定員を超えた場合について

新年度の入園希望者が定員を上回った場合は、次の号に掲げる者以外、希望者全員の公開抽選により、入園者を決定します。

- ① 応募児の入園時において、兄弟が現に在園している場合にあっては、抽選を必要としません。
- ② 抽選は、定員を超える者についても番号（以下「補欠番号」という。）を付して実施し、入園決定者のうちから入園辞退があった場合、この補欠番号の若い順に入園者を決定します。

21. 入園受付当日に必要な書類

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
（既に認定を受けている場合については、支給認定証）
※教育・保育給付認定については、次ページをご確認ください。
- ② 幼稚園入園申込書兼児童台帳
- ③ 世帯全員分のマイナンバーカード又は通知カード（記載の住所、氏名が住民票と一致するもの）
- ④ 運転免許証などの本人確認書類

22. 途中入園の申し込みについて

5月1日以降の途中入園を希望される場合は、入園希望月の前月の1日（市役所閉庁日の場合は、翌開庁日）から15日（市役所閉庁日の場合は、前開庁日）まで入園申し込みの受付を行います。

入園は原則として、月の初日からとなります。

23. 途中退園をする場合

転居などで途中退園をする場合は、必ず「退園届」を提出してください。

24. お問い合わせ先

本巣市役所（真正分庁舎）教育委員会 幼児教育課 幼児教育係
〒501-0494 本巣市下真桑1000番地
TEL (058) 323-7753 FAX (058) 322-2130

◎ 教育・保育給付認定申請について

施設を利用する（給付を受ける）には、本巢市に支給認定申請書を提出し、「教育・保育給付認定」（保育の必要性や必要量の認定）を受ける必要があります。

<教育・保育給付認定の区分>

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定（保育標準時間） 2号認定（保育短時間）	保育園 認定こども園
3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間） 3号認定（保育短時間）	保育園 認定こども園 地域型保育事業

◎ 1号認定（教育標準時間認定）

3歳以上のお子さんで、幼稚園（幼稚園）5時間保育の利用に対応します。
（通常保育時間：9時から14時）

<教育・保育給付認定（有効）期間>

年齢	認定期間
3歳以上	3年（小学校就学前まで）を基本期間とします。
3歳未満	満3歳に達する日の前日までの期間とします。

※1号（幼稚園）の認定を受けた場合であっても、このたびきにある預かり保育実施基準に該当される場合は、通常保育時間を超え、預かり保育を利用することが可能です。
（市立幼稚園、保育園ともに園の開所時間は、7時30分から19時となっています。）

保育時間のイメージ

7:30	9:00	14:00	19:00
預かり保育 （早朝）	通常保育時間 （5時間保育）	預かり保育 （午後）	

幼

様式第1号(第3条関係)

※記入例(黒のボールペンで記入してください)

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

保護者氏名 本巢 一郎

本巢市教育委員会教育長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏名(ふりがな) (もとす たろう) 本巢 太郎	生年月日 平成 元年 5月1日	性別 男・女	障害者手帳の有無 有・無
個人番号	* * * * * 令和			
保護者 住所・連絡先	(住所) 本巢市下真桑1000番地 (連絡先) 058-0000-0000 ①090-0000-0000(母携帯) ②080-0000-0000(父携帯)			
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。			
保育の希望の有無	有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む) 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			
支給認定証の交付	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			

①世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業 又は 学校名等	前年度分 (当年度分) 市町村民税 課税の有無	備考
			個人番号				
児童の世帯員	もとす 一郎 本巢 一郎	父	S60年 4月 2日	男・女	会社員	有・無	
	もとす はるか 本巢 春花	母	S61年 4月 3日	男・女	パート	有・無	
	もとす なつみ 本巢 夏美	姉	H24年 8月 4日	男・女	〇〇小学校	有・無	
	もとす ちあき 本巢 千秋	姉	H30年 10月 5日	男・女	〇〇幼稚園	有・無	
	もとす じろう 本巢 次郎	祖父	S34年 5月 6日	男・女	自営業	有・無	
	もとす みふゆ 本巢 美冬	祖母	S39年 2月 7日	男・女	保育士	有・無	
				年 月 日	男・女		有・無
生活保護の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 適用無し <input type="checkbox"/> 適用有り(平成 年 月 日保護開始)						
在宅障害児(者)の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(手帳の写し等を添付してください) ありの場合…障害児(者)氏名() <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当支給対象児 <input type="checkbox"/> 障害基礎年金等受給者						
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外						

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和 5年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日まで	
利用を希望する 施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	*事業所番号
	第1希望 〇〇幼稚園 (希望理由) 通園区域のため	
	第2希望 — (希	「自宅に近い」「勤務先に近い」「通勤経路上にあるため」など
	第3希望 — (希	

幼

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ （具体的な状況（勤務先住所、通勤所要時間・疾病の状況など））	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ （具体的な状況（勤務先住所、通勤所要時間・疾病の状況など））	
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	曜日	から 曜日まで	時 から 時 まで

記入不要

④税情報等の提供に当たっての署名欄

本巢市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 本巢 一郎

- 「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。
- 「保育所等」とは、保育園、幼児園（保育園部分）、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
- 「幼稚園等」とは、幼稚園、幼児園（幼稚園部分）、認定こども園（教育部分）をいいます。
- 「保育の希望の有無」欄について、「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。
- *印の欄は市記載欄ですので、記入する必要はありません。
- 字は楷書ではっきりと書いてください。
- 保育所等において保育の利用を希望する場合は、状況証明書を添付してください。

*市記載欄

受付年月日	令和 年 月 日	
認定の可否 可・否（否とする理由） 令和 年 月 日認定	認定者番号 	認定区分等 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 （ <input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短）
支給（入所）の可否 可・否（否とする理由） [<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型]	支給(利用)期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
入所施設（事業者）名 [<input type="checkbox"/> 認定こども園（ <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼（ <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保） <input type="checkbox"/> 保（ <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼） <input type="checkbox"/> 地（ <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保） <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型（ <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事）]		
備考		

*施設記載欄（施設（事業者）を經由して市町村に提出する場合）

受付年月日	令和 年 月 日
施設（事業者）名	（事業所番号： ）
担当者氏名	（担当者）
連絡先	（連絡先）
入所契約（内定）の有無	有（契約・内定（令和 年 月 日契約（内定））） ・ 無
備考	

記 入 上 の 注 意

この教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ本業市幼児教育課（施設（事業者））を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

（表面）

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「保護者住所・連絡先」欄の（連絡先）については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入してください。
- 4 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入してください。
- 5 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無」欄は該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入してください。
なお、利用料の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。
- 6 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入してください。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。）
- 7 ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、距離が近いなど）を記入してください。

（裏面）

- ※ 裏面の③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入してください。
（「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。）
- 8 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
（家庭内労働）児童の保護者が家庭で日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
- (3) 疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
- (4) 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたるため、その児童の保育ができない場合
- (5) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- (6) 求職活動 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
- (7) 就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合

- 9 ③「保育の利用を必要とする理由」の欄は、両親（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）の児童を保育できない理由を8の表(1)～(7)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する□にチェック(☑)し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。なお、(1)～(7)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合は「その他」にチェック(☑)し、内容を()内に記入してください。
※ 具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産（予定）日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、(8)ではその他に記載した内容の具体的な状況を記入してください。
- 10 ③「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック(☑)してください。
- 11 ④「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名してください。

（留意事項）

- 教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、
- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知ください。

幼稚園入園申込書兼児童台帳

区分	ふりがな 氏名	生年月日	歳児	性別
入園児童	もとす たろう 本巢 太郎	平成 令和 元年 5 月 1 日	3	男 女
入園を希望する 幼稚園名	第1希望	〇〇幼稚園	(希望理由) 通園区域のため	
	第2希望	△△幼稚園	(希望理由) 勤務先に近いため	
	第3希望	□□幼稚園	(希望理由) 通勤経路上にあるため	
保育を希望する期間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで			

入園児童の家庭の状況

区分	ふりがな 氏名	児童との 続柄	生年月日	性別	職業	勤務先又は 事業の内容 (学生は学校名)
入園児童の 世帯員	もとす いちろう 本巢 一郎	父	S60年4月2日	男 女	会社員	〇〇株式会社
	はるか 春花	母	S61年4月3日	男 女	パート	〇〇スーパー
	なつみ 夏美	姉	H23年8月4日	男 女	小学5年生	〇〇小学校
	ちあき 千秋	姉	H29年10月5日	男 女	年長	〇〇幼稚園
	じろう 次郎	祖父	S31年5月6日	男 女	自営業	〇〇自動車
	みふゆ 美冬	祖母	S32年2月7日	男 女	保育士	〇〇保育園
				年 月 日	男・女	

上記のとおり入園を申し込みます。

また、保育料算定等に必要となる、世帯全員の市町村民税の公簿の閲覧、写しの作成、並びに住民基本台帳を閲覧することを承諾します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 本巢市〇〇〇〇〇▲▲▲番地

保護者氏名 本巢 一郎

本巢市教育委員会 様

電 話 (058)〇〇〇-〇〇〇〇(自宅)

緊急連絡先 (090)〇〇〇〇-〇〇〇〇(母携帯)

市整理欄	区分	多子減免	支給認定番号	支給認定区分	支給認定期間	入園決定園
	継・転・新 続・園・規	小3～子 市条件 子		1 号	～	第・第・第 1・2・3